投票用紙様式の一（第一条の二関係）

その一

表

折目

都(何道府県)(市)(町)
(村)の議会の解散投票

都(道府県)(市)
(区)(町)(村)
選挙管理委員会印

折目

裏

○注意

一　解散に賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。

二　他のことは書かないこと。

備考

一　この様式は、地方自治法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による普通地方公共団体及び特別区の議会の解散の投票の場合の様式である。

二　用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字

を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

三　投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県の印若しくは市区町村の印をもつてこれに代えてもさしつかえない。

四　地方自治法施行令第百六条において準用する公職選挙法施行令第五十一条の規定による請求に基づいて交付する投票用紙は、この様式及び公職選挙法施行規則第五条第二項の規定による様式に準じて調製するものとする。

五　地方自治法第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票に用いる投票用紙は、この様式に準じて調製するものとする。

その二

表

折目

都（何道府県）（市）（町）（村）
の議会の解散投票

都（道府県）（市）
（区）（町）（村）選
挙管理委員会印

折目

裏

○注意

一　解散に賛成の人は賛成欄に○を、反対の人は反対欄に○をつけること。

二　○のほかは何も書かないこと。

賛成	反対

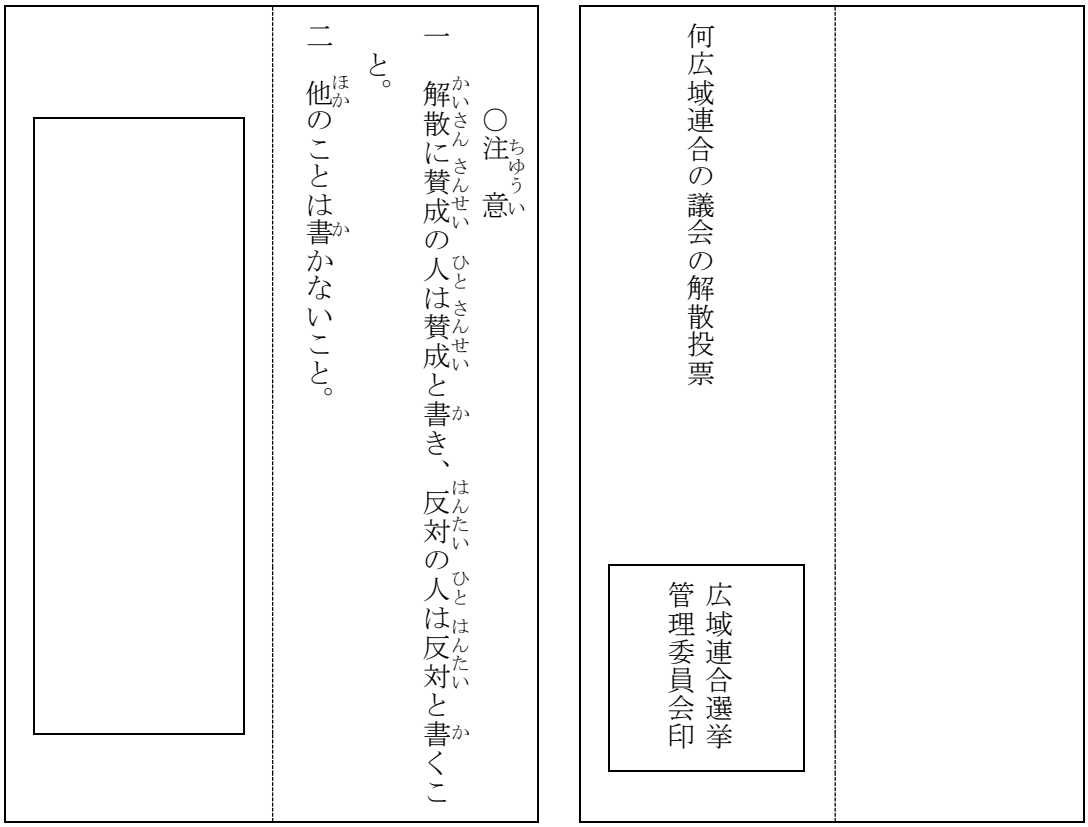
備考

一　この様式は、地方自治法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による普通地方公共団体及び特別区の議会の解散の投票の場合の様式である。

二　用紙の紙質及び用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印については、投票用紙様式の一その一に準ずる。

三　地方自治法第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票に用いる投票用紙は、この様式に準じて調製するものとする。

その三



備考

一　この様式は、地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による広域連合の議会の解散の投票の場合の様式である。

二　用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

三　投票用紙に押すべき広域連合の選挙管理委員会の印は、広域連合の選挙管理委員会の定めるところにより、広域連合の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもつてこれに代えてもさしつかえない。

四　地方自治法施行令第二百十三条の五第一項において準用する公職選挙法施行令第五十一条の規定による請求に基づいて交付する投票用紙は、この様式及び公職選挙法施行規則第五条第二項の規定による様式に準じて調製するものとする。

その四

表

折目

何広域連合の議会の解散投票

広域連合選挙管理委員会印

折目

裏

○注意

一　解散に賛成の人は賛成欄に○を、反対の人は反対欄に○をつけること。

二　○のほかは何も書かないこと。

賛成	反対

備考

一　この様式は、地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による広域連合の議会の解散の投票の場合の様式である。

二　用紙の紙質及び用紙に押すべき広域連合の選挙管理委員会の印については、投票用紙様式の一その三に準ずる。